

③ 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の額の計算等

36・37 共—20 36・37 共—19 及び 36・37 共—19 の 2 により任意組合等の組合員の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する利益の額又は損失の額は、次の(1)の方法により計算する。ただし、その者が継続して次の(2)又は(3)の方法により計算している場合には、その計算を認めるものとする。

(1) 当該組合事業に係る収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

(2) 当該組合事業に係る収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

この方法による場合には、各組合員は、当該組合事業に係る取引等について非課税所得、配当控除、確定申告による源泉徴収税額の控除等に関する規定の適用はあるが、引当金、準備金等に関する規定の適用はない。

(3) 当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員にあん分する方法

この方法による場合には、各組合員は、当該組合事業に係る取引等について、非課税所得、引当金、準備金、配当控除、確定申告による源泉徴収税額の控除等に関する規定の適用はなく、各組合員にあん分される利益の額又は損失の額は、当該組合事業の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一の所得に係る収入金額又は必要経費とする。

○ 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の額の計算等

本通達は、任意組合等の組合事業に係る組合員における利益等の額は、組合事業に係る収入の額、支出の額、資産、負債等をその分配割合に応じて計算することを明らかにするとともに、当該計算は、①総額方式(所基通 36・37 共—20(1))によることを原則とし、継続適用を条件として、②中間方式(所基通 36・37 共—20(2))又は③純額方式(所基通 36・37 共—20(3))によることも認めることとし、所得計算方法の簡便化を図ったものである。

(注) 次の組合契約における利益等の額の計算は、別途法令等によることとなる。

① 有限責任事業組合契約・・・所法第 227 条の 2 において有限責任事業組合の業務を執行する会計帳簿を作成した組合員は、当該有限責任事業組合に係る各組合員別に、「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」を提出することとされていること、また、措法第 27 条の 2 の適用に当たり「調整出資金額」の計算における有限責任事業組合の組合事業に係る各種所得の計算においては、所法第 2 編第 2 章第 2 節第 2 款から第 8 款までの規定及び措法第 2 章の規定を適用することとされていることから(措規 9 の 6②)、事実上、総額方式によることとなる。

※ 有限責任事業組合の組合事業から生ずる各種所得の中に源泉分離課税(措法 8 の 2 など)や申告分離課税(措法 41 の 14 など)とされるものが存する場合であっても、これらは課税方式の特例であって、当該組合事業に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額等の特例ではないから、調整出資金額は、これらを含めて計算することになる。

- ② 投資事業有限責任組合契約・・・「平成 10 年 10 月 21 日付課審 4-20 ほか『中小企業等投資事業有限責任組合契約に係る税務上の取扱いについて』」により課税の取扱いが定められている。